

大雨警報・注意報の暫定基準廃止について

平成23年(2011年)3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」により、震度5強以上を観測した市町では地盤が脆弱になり、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと判断し、大雨警報・注意報の発表基準(土壌雨量指数基準)について通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準(土壌雨量指数基準)は、地震発生後の降雨状況と土砂災害の関連を調査し、土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、適切な見直しを行うこととしております。

今般、埼玉県と熊谷地方気象台が共同して発表している土砂災害警戒情報の暫定基準を、平成23年12月8日をもって廃止することに伴い、大雨警報・注意報の暫定基準(土壌雨量指数基準)を併せて下記のとおり廃止し、地震発生前の基準に戻すことにします。

記

1 暫定基準廃止日時

平成23年12月8日13時

2 暫定基準廃止市町

さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、草加市、戸田市、久喜市、三郷市、幸手市、吉川市、川島町、吉見町、宮代町、白岡町、杉戸町

これにより、埼玉県内で暫定基準を運用している市町はなくなります。

以上

本件に関する問い合わせ先

熊谷地方気象台防災業務課 (048-521-0058)